

## ◎物品購入等の変更届について

入札参加資格認定後、申請内容に変更が生じた場合には、下記により、遅滞なく変更届を提出してください。  
 なお、変更前の届出はできませんので、必ず変更後に提出をお願いします。

### 1. 届出が必要な事項及び添付書類

○変更手続きをする場合は、書面により「変更届」及び「添付書類」を郵送又は持参により提出してください。

### 2. 注意点

○希望業種の追加については、別途定められた追加申請期間に入札参加資格審査申請を行う必要があります。

○委任先を新規に追加登録する場合や委任先の営業所を変更登録する場合は、追加申請期間での登録になります。

○届出が必要な事項の変更があつたにもかかわらず、変更届を提出しない場合は、建設工事指名除外基準規程による指名除外の対象になる場合があります。

### 3. 届出が不要な変更の例

○代表者以外の役員の変更

○決算、資本金の変更

### 【届出が必要な事項及び添付書類の一覧】

区分	項目	変更届への添付書類
会社基本情報	本店所在地	・登記事項証明書(写し)
	商号・名称	・登記事項証明書(写し)
	代表者氏名	・登記事項証明書(写し)
	使用印鑑	添付書類は不要 ※変更届に変更前と変更後の印鑑を押印してください。
	郵便番号	添付書類は不要
	電話番号	添付書類は不要
	FAX番号	添付書類は不要
	Eメールアドレス	添付書類は不要
委任先の営業所情報	所在地	添付書類は不要
	営業所名	添付書類は不要
	受任者氏名	・委任状
	郵便番号	添付書類は不要
	電話番号	添付書類は不要
	FAX番号	添付書類は不要
	Eメールアドレス	添付書類は不要
	廃止	添付書類は不要
	委任先の新規・追加登録 委任先の営業所を変更	・委任状 ※追加申請期間での登録になります。
廃業・取り下げ	添付書類は不要	